

(平成26年6月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月19日から同年10月1日まで

私は、A社に勤務していたが、同社は平成21年9月に事実上倒産し、その際、同社から「顧客と職員は今までどおり何も変わらない。」との説明を受けた。申立期間において、勤務地、勤務形態等の変更は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の「A社は事実上倒産したという説明は受けたが、B社が引き続き運営するので、顧客と職員は今までどおり何も変わらないとのことから申立期間も継続して勤務していた。」という供述並びに雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年10月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の同年11月16日付けで資格喪失日の記録が取り消され、同年11月17日付けで同年9月19日に遡及訂正されていることが確認できる上、当該事業所の元同僚29人についても申立人と同様に同年9月19日に遡及訂正されていることが確認できる。

また、元同僚から提出された給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、当該事業所は申立期間において、厚

生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成21年9月19日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た同年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における平成21年8月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和35年4月から40年4月までA社及び同社の関連会社であるC社（現在は、B社）に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社及びC社に継続して勤務し（A社からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、事業主は、A社の在職者は全員C社で昭和38年6月1日に資格取得させており、同日が異動日と考えられる旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和38年5月30日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は35万円、申立期間②は25万円、申立期間③は12万円、申立期間④は21万3,000円、申立期間⑤は20万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成18年7月31日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人の申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B市から提出された申立人の平成16年度、17年度及び19年度に係る市民税・県民税賦課資料（平成15年、16年及び18年所得分）の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る賞与総支給額及び保険料控除額は、上記の銀行の普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳により確認できる賞与振込額、元同僚の賞与支給明細書並びにB市から提出された上記の市民税・県民税賦課資料の社会保険料控除額により推認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は35万円、申立期間②は25万円、申立期間③は12万円、申立期間④は21万3,000円、申立期間⑤は20万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人における申立期間に係る標準賞与額の記録を19万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月16日

私は、A法人に継続して勤務し、申立期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、その賞与が年金記録に反映されていないことに納得できない。調査の上、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B信用金庫から提出された普通預金元帳により、申立人は、申立期間において、A法人から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与の支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の普通預金元帳及び元同僚の賞与の支給明細書から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、19万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は30万円、申立期間②は15万円、申立期間③は12万円、申立期間④及び⑤は24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 18 年 7 月 31 日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人の申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B市から提出された申立人の平成16年度、17年度及び19年度に係る市民税・県民税賦課資料（平成15年、16年及び18年所得分）の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る賞与総支給額及び保険料控除額は、上記の銀行の普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳により確認できる賞与振込額、元同僚の賞与支給明細書並びにB市から提出された上記の市民税・県民税賦課資料の社会保険料控除額により推認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は30万円、申立期間②は15万円、申立期間③は12万円、申立期間④及び⑤は24万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①及び②は8万円、申立期間③及び④は11万円、申立期間⑤は5万円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日
⑥ 平成 18 年 7 月 31 日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人の申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、申立期間⑥について、B区から提出された申立人に係る平成19年

度住民税賦課資料（平成 18 年所得）の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る賞与総支給額及び保険料控除額は、上記の銀行の普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳により確認できる賞与振込額、元同僚の賞与支給明細書並びに B 区から提出された上記の住民税賦課資料の社会保険料控除額により推認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①及び②は 8 万円、申立期間③及び④は 11 万円、申立期間⑤は 5 万円、申立期間⑥は 15 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年3月まで

私は、短大卒業後、父の経営するA社の仕事を手伝っていたため、父が私の国民年金の加入手続を行い、20歳以降の国民年金保険料を納付してくれていたと思っており、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年4月又は51年4月頃、父が私の国民年金の加入手続を行い、20歳以降の国民年金保険料を納付してくれていたと思っていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月27日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年6月頃に申立人の加入手続が行われたと推定され、当該時点を基準にすると、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該手続及び保険料の納付を行ったとするその父は高齢であり、証言が得られないことから、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年8月までの期間及び同年11月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年8月まで
② 昭和49年11月から50年6月まで

私は、申立期間①及び②について、それぞれA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのに、年金記録が欠落していることに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年7月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年10月2日に、社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つで、前夫と夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、51年1月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人は、B市において、昭和51年1月1日付けで国民年金の強制加入被保険者として、初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同日は、申立人が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日であり、特殊台帳の記載内容及びオンライン記録とも一致しており、申立期間①及び②については、国民年金に未加入の期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5499

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 10 月 31 日まで
私の夫は、A社に入社し、昭和 46 年 9 月 1 日から平成 6 年 10 月 30 日まで勤務したが、4 年 11 月から退職するまでの申立期間の標準報酬月額が、従前のものと比べ大幅に下がっていることについて、生前「おかしい」と言っていたので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成 4 年 11 月から 6 年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 10 月 31 日の後の同年 11 月 1 日付けで、5 年 10 月 1 日及び 6 年 10 月 1 日の定時決定が取り消され、4 年 11 月 1 日に遡って標準報酬月額が 11 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、平成 5 年 8 月 26 日に代表取締役就任していることが確認できる。

また、複数の元従業員は、「会社は経営不振で資金繰りに苦労していた。」「保険料の滞納もあった。」と供述した上で、「標準報酬月額に係る訂正処理の手続は事業主が行ったと思う。」と供述していることから、申立人は、A社の代表取締役として社会保険の手続に関する権限を有していたものと考えられ、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月頃から 43 年 1 月頃まで
私の年金記録において、A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。勤務したのは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 42 年 8 月 16 日から 43 年 1 月 15 日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の人事関係資料を保存していないため、申立人の勤務状況は確認できない。また、厚生年金保険加入者名簿を保存しているが、申立人の氏名は見当たらない。」と回答している。

また、B社は、「当時の厚生年金保険の加入については、『健康保険並びに社会保険加入規定』があり、その中に健康保険組合の加入者は厚生年金保険に加入することになっている。加入に際しては支店からの書類の提出が必要だったようで、支店ごとの判断があったかどうかは分からない。」と回答しているところ、A社が加入していたE健康保険組合は、「昭和 41 年 12 月以降の資格喪失者に係る記録を保管しているが、申立人の該当記録は確認できない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 2 月 29 日までの厚生年金保険被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 11 月 8 日から 18 年 6 月 1 日まで
私は、平成 17 年 11 月 8 日に A 社に入社し、派遣スタッフとして、B 社 C 事業所に勤務した。申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が所持する平成 18 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、申立人の当該事業所に係る被保険者期間のうち、同年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までのオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額とおおむね一致することから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが推認できる。

また、年金事務所が保管している当該事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（FD 識別情報）によると、申立人は、平成 18 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 22 年 1 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等は所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。